

こ成総第 242 号  
令和 7 年 4 月 1 日

都道府県知事  
市町村長  
特別区長

} 殿

こども家庭庁成育局長  
〔公 印 省 略〕

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（通知）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の一部の改正事項について、本日施行されるところです。

改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

## 記

### 第 1 改正法の主な内容

#### 1 妊婦のための支援給付の創設

ア 妊婦のための支援給付は、妊婦支援給付金の支給とするものとし、妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行うものとする。こと。（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「子子法」という。）第 10 条の 2 及び第 10 条の 8 関係）

イ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦支援給付金の支給と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）に規定する妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援を効果的に組み合わせることにより、妊娠中の負担の軽減のための総合的な支援を行うよう配慮するものとする。こと。

（子子法第 10 条の 3 関係）

ウ 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定（以下このエ及びオにおいて「妊婦給付認定」という。）を受けなければならないものとする。こと。（子子法第 10 条の 9 第 1 項関係）

エ 市町村は、妊婦給付認定を受けた者（以下このエ及びオにおいて「妊婦給付認定者」という。）に対し、妊婦支援給付金を支給するものとし、妊婦支援給付金の額は、当該妊婦給付認定者の胎児の数に 1 を加えた数に 5 万円を乗じて得た額とするものとする。こと。

（子子法第 10 条の 12 第 1 項及び第 2 項関係）

オ 妊婦支援給付金のうち、5万円は妊婦給付認定後遅滞なく支払い、エにより算定した額から5万円を控除した額は当該妊婦給付認定者の胎児の数についての届出があった日以後に支払うものとし、妊婦支援給付金は、現金その他確実な方法により支払うものとする。 (子子法第10条の14関係)

## 2 妊婦等包括相談支援事業の創設

ア 児福法の事業の定義に、妊婦等包括相談支援事業として、妊婦及びその配偶者その他内閣府令で定める者（以下このアにおいて「妊婦等」という。）に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業を位置付けるものとする。 (児福法第6条の3第22項関係)

イ 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、妊婦等包括相談支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないものとし、当該事業により要支援児童等を把握したときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。 (児福法第21条の9及び第21条の10の2第1項関係)

ウ 市町村は、母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による指導に併せて、妊婦等包括相談支援事業を行うことができるものとする。 (児福法第21条の10の2第2項関係)

エ 市町村は、妊婦等包括相談支援事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の者に委託することができるものとする。 (児福法第21条の10の2第3項関係)

オ 市町村は、妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならないものとする。 (児福法第21条の10の3関係)

## 3 乳児等通園支援事業の創設

ア 児福法の事業の定義に、乳児等通園支援事業として、保育所その他の施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業を位置付けるものとする。 (児福法第6条の3第23項関係)

イ 市町村は、乳児等通園支援事業を行うことができるものとする。また、国、都道府県及び市町村以外の者は、市町村長の認可を得て、乳児等通園支援事業を行うことができるものとする。 (児福法第34条の15第1項及び第2項関係)

ウ 市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないものとする。市町村長は、乳児等通園支援事業がこの基準に適合しないと認められるに至ったときは、乳児等通園支援事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告するとともに、当該乳児等通園支援事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、当該乳児等通園支援事業を継続させることが児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができるものとする。 (児福法第34条の16第1項及び第34条の17第3項関係)

エ 乳児等通園支援事業を行う者が、児福法若しくは同法に基づいて発する命令又はこれら

に基づいてする処分に違反したときは、市町村長は、イの認可を取り消すことができるものとする。 (児福法第 58 条第 2 項関係)

オ 乳児等通園支援事業を、地域子ども・子育て支援事業として位置付けるものとする。 (子子法附則第 29 条関係)

#### 4 教育・保育等に関する情報の報告及び公表

ア 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、毎事業年度終了後 5 月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項をいう。以下この 4 において同じ。）を当該施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならないものとする。 (子子法第 58 条第 2 項関係)

イ 都道府県知事は、アによる報告を受けた後、特定教育・保育施設設置者等経営情報のうち、職員の処遇等に関する情報であって、小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を当該小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために必要な事項を公表しなければならないものとする。 (子子法第 58 条第 3 項関係)

ウ 都道府県知事は、アにより報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 (子子法第 58 条第 4 項関係)

#### 5 産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

母子保健法に規定する産後ケア事業を、地域子ども・子育て支援事業として位置付けるものとする。 (子子法第 59 条第 14 号関係)

## 第 2 その他

1 妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）ガイドライン（令和 7 年 3 月 31 日発出）を参照すること。

2 乳児等通園支援事業の実施に当たっては、こども誰でも通園制度の実施に関する手引（令和 7 年 3 月 28 日発出）等を参照すること。

3 産後ケア事業については、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めることとする。都道府県においては市町村事業計画の協議を受け確認し、また、都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等を定めるよう努めていただくほか、市町村においては、市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等を定めていただきたい。また、産後ケア事業の実施にあたっては、産前・産後サポート事業ガイドライン・産後ケア事業ガイドライン（令和 7 年 3 月 31 日改定）を参照すること。